

# 令和3年厚木市農業委員会3月定例総会議事録

日 時 令和3年3月25日 木曜日 午後1時30分から午後2時10分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長  
13番 堀 池 春 夫 (議長)  
農業委員  
1番 市 川 和 典                      2番 松 野                      勝  
3番 野 口 政 夫                      4番 新 藤 悦 子  
5番 小 澤                      隆                      6番 梅 澤 清 子  
7番 難 波 博 文                      9番 山 川 宏 司  
8番 井 上 謙 治                      10番 松 前                      進  
11番 三 橋 澄 夫                      12番 早 川                      曉 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長  
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告10件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告11件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告13件)
- 5 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて (報告1件)
- 6 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 7 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 8 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 9 議案第14号 新規就農者の認定について (2件)
- 10 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について (44件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和3年厚木市農業委員会3月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、1番の市川和典委員と12番の早川暁委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、2月12日から3月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で3件、4筆、面積は1,542平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で7件、42筆、面積は28,376.31平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、10件、46筆、面積は29,918.31平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、2月12日から3月10日までに受け付け

したもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は11人、筆数は66筆、面積は40,405.74平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について、御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

農地の所在地は及川字柳流1筆、登記地目は田、面積は618平方メートルでございます。

貸人は及川にお住まいのAさん、借人は及川1丁目にお住まいのBさんでございます。

令和3年3月9日付けで貸人の都合により合意解約がされ、同日に農地の引渡しがあり、同日付けで解約通知書が提出されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は13件です。

初めに1番でございます。

申請者は上古沢にお住まいのCさん、対象地は上古沢字上ノカイド3筆、登記地目は全て畑、合計面積は2,452平方メートルです。

当該地は、昭和40年代頃から耕作放棄されたことで山林化し、現在に至っているもので、平成11年撮影の航空写真で山林化していることが確認できております。

申請に先立ち相談があったため、これらの経過を踏まえ、2月15日、山川委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、2月22日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

申請者は上荻野にお住まいのDさん、対象地は上荻野字王子原1筆、登記地目は畑、面積は147平方メートルです。

当該地は、平成3年に隣接地に分家住宅が建築された際、分家住宅居住者のカーポートが設置されるなど、住宅敷地外ではあるものの、分家の庭のような利用がなされ、耕作できない土地として現在に至っているものです。

これらの経過を踏まえ、2月26日、野口委員及び難波委員立会いのもと現地調査を行ったところ、位置、形状、面積等からみて、農地として耕作の用に供することができないとの結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、3月1日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます。

申請者は横浜市金沢区六浦南5丁目にお住まいのEさん、対象地は上荻野字田尻1筆、登記地目は畑、面積は8.23平方メートルです。

当該地は、平成14年7月に申請者が相続した時点で、既に道路として利用され、現在に至っているもので、平成23年撮影の航空写真及び平成23年度固定資産土地評価証明書で確認できております。

これらの経過を踏まえ、野口委員及び難波委員に資料による確認を依頼したところ、3月8日に農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断した旨の連絡があり、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、3月9日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて4番でございます。

申請者は下荻野にお住まいのFさん、対象地は下荻野字山中2筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,685平方メートルです。

当該地は、厚木市から、山中陣屋跡史跡公園の一部として借り入れたい旨の要望を受け、平成17年4月1日、貸借契約が締結され、以降公園敷地として利用され現在に至っているものです。

当該公園は、土地収用法第3条第32号に規定される施設であり、農地法施行規則第53条第5号の要件を満たしていることから、農地転用の制限の例外として取り扱ったものです。

今般、申請人が、当該土地の地目変更登記を横浜地方法務局厚木支局宛てに申請したところ、登記官から農業委員会が発行する証明書の添付を求められたため、添付する証明書について、事務局に相談があったものです。

証明書交付につきましては、先ほど御説明したとおり、農地転用の制限の例外、つまり、許可不要での転用のため、許可指令書が交付されておらず、許可済み証明書の交付ができないことから、非農地証明書で対応することとしたものです。

これらの経過を踏まえ、2月26日、野口委員及び難波委員立ち合いのもと現地調査を行ったところ

ろ、公園敷地の一部として利用されており、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、3月8日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて5番から13番までは、一括で御説明させていただきます。

初めに5番でございます。

申請者は金田にお住まいの共有者代表Gさん、対象地は金田字森下向1筆、登記地目は畑、面積は99平方メートルでございます。

続いて6番でございます。

申請者は金田にお住まいのHさん、対象地は金田字森下向1筆、登記地目は畑、面積は99平方メートルでございます。

続いて7番でございます。

申請者は金田にお住まいのIさん、対象地は金田字森下向1筆、登記地目は畑、面積は79平方メートルでございます。

続いて8番でございます。

申請者は金田にお住まいのJさん、対象地は金田字森下向1筆、登記地目は畑、面積は59平方メートルでございます。

続いて9番でございます。

申請者は妻田東1丁目にお住まいのKさん、対象地は金田字森下向1筆、登記地目は畑、面積は49平方メートルでございます。

続いて10番でございます。

申請者は金田にお住まいのLさん、対象地は金田字森下向1筆、登記地目は畑、面積は49平方メートルでございます。

続いて11番でございます。

申請者は金田にお住まいのMさん、対象地は金田字森下向3筆、登記地目は全て畑、合計面積は97平方メートルでございます。

続いて12番でございます。

申請者は金田にお住まいのNさん、対象地は金田字森下向1筆、登記地目は畑、面積は19平方メートルでございます。

最後に13番でございます。

申請者は金田にお住まいのOさん、対象地は金田字新神明下1筆、登記地目は畑、面積は595平方メートルでございます。

これらの土地は、相模川の河川保全区域内に存しておりますが、それぞれの申請者または申請者の先代が相続等により所有権を取得した時点で、既に原野化しており、農地としての利用ができず、現在に至っているもので、平成23年撮影の航空写真で原野化していることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、3月8日、梅澤委員及び井上委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、3月9日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

本件につきましては、令和2年厚木市農業委員会12月定例総会におきまして、農地造成のための一時転用として、御審議いただいた案件でございます。

当該定例総会で許可相当とすることと決定しましたので、令和2年12月28日付けでその旨の意見書を作成し、神奈川県知事に進達しましたが、土地利用計画に変更が生じたことから令和3年3月8日付けで申請者から許可申請取下書が提出され、同年3月9日付けで神奈川県知事に送付いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地の所在は七沢字実蒔原1筆、地目は田、面積は274平方メートルでございます。  
貸人は七沢にお住まいのPさん、借人は七沢の学校法人Q、理事長Rさんです。  
業務運営に必要な施設の用に供するための3年間の使用貸借権の設定で、水稻の利用が予定されております。

本申請は、教育を目的とした法人が業務に必要な施設の用に供すると認められることから、農地法第3条第2項ただし書き及び農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定に該当するため、全部効率利用要件、法人要件、常時従事要件及び下限面積につきましては不許可の例外として取り扱われます。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。  
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

<松前委員>

本件、使用貸借権の設定は学校法人Qに通う児童の教育目的ですか。

<専任主幹>

そのとおりです。

<松前委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はございませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

〈議長〉

続きまして、日程7、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主事〉

ただいま議題となりました議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は2件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は三田字天神上3筆、地目は全て畑、合計面積は1,456平方メートルです。

申請人は、下荻野にお住まいのSさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合北地区市民センターから500メートル以内に位置する第2種農地です。

申請人は、申請地北側に学校給食センターが新設されることに伴い、T株式会社から学校給食センター建築工事に従事する作業員の駐車場として、また、株式会社Uから学校給食センター職員の駐車場として、貸してほしい旨の要請を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側、南側及び北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に2箇所設け、敷地内を転圧・整地の上、砕石敷し、車両51台分の駐車場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、西側、南側及び北側はコンクリートブロック2段から3段積を新設し、敷地内の5箇所に緑地帯を設ける計画となっております。なお、東側には既存のコンクリート土留がございます。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

なお、本申請は、開発面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は及川字的場2筆、地目は全て畑、合計面積は514平方メートルの内200.00平方メートルです。

申請人は、及川にお住まいのVさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内に位置し、かつ、一団の農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

申請人は、厚木秦野道路建設に伴い、及川のW店の従業員用駐車場が収用されることから、当該駐車場の代替地として貸してほしい旨の要請を受け、当該駐車場から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び南側は畑、北側は駐車場に接しております。



土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧・整地の上、碎石舗装し、車両8台分の駐車場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側を除き、コンクリートブロック2段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程8、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地の所在は及川字柳流2筆、地目は全て田、合計面積は1,295平方メートルです。

受人は温水の株式会社X、代表取締役Yさん、渡人は妻田西3丁目にお住まいのZさん及び及川にお住まいのAさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場及び資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合西地区市民センターから300メートル以内に位置する第3種農地です。

受人は、解体業を営む法人で、現在借りている駐車場及び資材置場を返却する必要があることから、交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地は、厚木市道を挟み、東西に分かれております。

開発区域全体の東側は田、西側は畑、南側は水路、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、一部セットバックし、開発区域内中央に位置する厚木市道と接する部分に出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、碎石敷し、駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、南側は緑地帯を設けた上で、東側と合わせ、傾斜30度未満の法面を設ける計画となっており、また、隣地との境界に高さ80センチメートルのH鋼及びプレストレストコンクリート板を新設する計画となっております。なお、西側には既存の隣地ブロックがございます。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上となっておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は関口字御嶽下1筆、地目は田、面積は409平方メートルです。

受人は関口にお住まいのaさん、渡人は関口にお住まいのbさんです。

本申請は、所有権移転による記念碑及び水天宮移設のための転用許可申請です。

農地区分は、高速自動車国道の出入口から300メートル以内に位置する第3種農地です。

昭和38年に水田整理事業の完成を記念して同地区内の受人所有地に設置されていた記念碑及び水天宮が、厚木パーキングエリアスマートインターチェンジ建設に伴い、移設を余技なくなったことから、同地区内にある申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側、南側及び北側は道路、西側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側及び北側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、申請地の中心に記念碑及び水天宮を設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、西側及び南側にはコンクリートブロックを、東側及び北側にはチェーン付ステンレスバリカー埋込昇降式を新設するほか、催事スペースの周囲に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水及び汚水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

現地を確認したところ、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、特にないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第13号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第13号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程 9、議案第14号「新規就農者の認定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第 4 号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 2 件でございます。

初めに 1 番でございます。

申請人は、関口にお住まいの c さんです。

申請人は、かながわ農業アカデミーの卒業見込み証明書が交付されており、新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 3 号の要件を満たしているものです。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を利用できることが認められ、新規就農者認定基準に関する要綱第 3 条第 2 項に掲げる要件の全てを満たしているものと認められます。

耕作予定農地は山際字山付 6 筆、地目は全て畑、合計面積は 3,140 平方メートルでございます。

通作距離は自宅から約 6.5 キロメートルです。

スイートコーン、ジャガイモ、キャベツなどの露地野菜の作付けを予定しております。

年間の所得目標は 350 万円。販路といたしましては、JA あつぎの夢未市等の直売所等を予定しております。

次に 2 番でございます。

申請人は、南町にお住まいの d さんです。

申請人は、厚木市農業協同組合が行う農業塾の就農コースの全課程を修了しており、新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 1 号の要件を満たしているものです。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、新規就農者認定基準に関する要綱第 3 条第 2 項に掲げる要件の全てを満たしているものと認められます。

耕作予定農地は三田字川端 2 筆、地目は全て畑、合計面積は 1,301 平方メートルでございます。

通作距離は自宅から約 7.5 キロメートルです。

サツマイモ、トマト、レタスなどの露地野菜の作付けを予定しております。

年間の所得目標は600万円。販路といたしましては、JAあつぎの夢未市等の直売所等を予定しております。

説明は以上になります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第14号「新規就農者の認定」については、原案のとおり新規就農者として認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第14号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

続きまして、日程10、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

本議案は1番から44番までございますが、1番につきましては、山川宏司委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、山川委員の退室を求めます。

[山川委員 退室]

<議長>

それでは、日程10、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

借人は、飯山にお住まいのeさん。

申出地は飯山字根岸3筆、地目は全て畑、合計面積は1,698平方メートルです。

利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定です。

本件については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要

件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで山川委員を入室させてください。

[山川委員 入室]

<議長>

続きまして、日程10、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の2番から44番までについて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第15号「農用地利用集積計画の決定」の2番から44番までについて、御説明申し上げます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、43件、79筆、56,183平方メートルで、その内新規設定は24件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、賃借権が2件、3筆、2,370平方メートル、使用貸借権が41件、76筆、53,813平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が27件、47筆、32,471平方メートル、畑が16件、32筆、23,712平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻が23件、普通畑が16件、果樹が2件、施設園芸が1件及び野菜が1件でございます。

契約期間別の件数につきましては、3年間が35件、6年間が6件及び9年間が2件でございます。

農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第15号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年厚木市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。

令和3年3月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---